○総務省告示第七十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四十七条の五において準用する同法第三十九条の三第二項の規定により、指定試験機関として指定した財団法人日本無線協会（昭和五十六年十一月十日に財団法人無線従事者国家試験センターという名称で設立され、平成二年二月二十八日に財団法人日本無線協会という名称に変更された法人をいう。以下同じ。）から試験事務を行う事務所の所在地の変更に係る届出があったので、同法第四十七条の五において準用する同法第三十九条の三第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十一日

総務大臣　川端　達夫

一　所在地を変更する事務所の名称及び変更後の所在地

事務所の名称	変更後の事務所の所在地
財団法人日本無線協会九州支部	熊本県熊本市中央区辛島町五番一号

二　変更年月日

平成二十四年四月一日

○法務省告示第百九号

戸籍法第十八条第一項の規定により、次の市長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十四年四月八日から効力を生ずる。

平成二十四年三月二十一日

法務大臣　小川　敏夫

福島県相馬市長

○法務省告示第百十号

新潟県上越市役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十四年四月二十三日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、上越市役所又は新潟地方法務局上越支局に照会すること。

平成二十四年三月二十一日

法務大臣　小川　敏夫

新潟県中頸城郡柿崎町大字三ツ屋浜三十二番地

滝澤市太郎

○法務省告示第百十一号

東京都荒川区役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十四年四月二十三日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、荒川区役所又は東京法務局に照会すること。

平成二十四年三月二十一日

法務大臣　小川　敏夫

東京都荒川区三河島町二丁目千百八十五番地

野口　廣吉

○外務省告示第七十六号

平成二十四年三月七日にイスラマバードで、パキスタン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がパキスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　三億円

3　署名者

日　本　側　大江博在パキスタン大使

パキスタン側　ワッカール・マスード・カーン経済・統計省経済担当次官

平成二十四年三月二十一日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第七十七号

平成二十四年三月二日にブジュンブラで、貧困農民支援に関する次の概要の書簡の交換がブルンジ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億五千万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　高田稔久在ブルンジ大使

ブルンジ側　ローロン・カヴァクレ外務・国際協力大臣

平成二十四年三月二十一日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第七十八号

平成二十四年三月七日にコナクリで、ギニア共和国における若年層への職業訓練支援計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合工業開発機関との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　若年層への職業訓練支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億三千四百万円

3　署名者

日　本　側　中野直継在ギニア大使

国際連合工業開発機関側　バフォティギ・サコ在ギニア・リベリア・シエラレオネ事務所代表

平成二十四年三月二十一日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第七十九号

平成二十四年三月八日にアンマンで、ヨルダン・ハシェミット王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がヨルダン・ハシェミット王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　二億五千万円

3　署名者

日　本　側　小菅淳一在ヨルダン大使

ヨルダン側　ジャアファル・アベッド・ハッサン計画・国際協力大臣

平成二十四年三月二十一日

外務大臣　玄葉光一郎

○農林水産省告示第七百六十九号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百六条第二項の規定に基づき、平成二十四年産の水稲及び陸稲に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十四年三月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　平成二十四年産の水稲に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲

次の表の上欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。ただし、水稲で飼料の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては四〇円、三六円、三二円、二八円、二四円、二〇円、一六円及び一二円とし、水稲で米粉の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては八四円、七六円、六七円、五九円、五〇円、四二円、三四円及び二五円とする。

地域	一キログラム当たり共済金額の範囲								
北海道の区域	一八二円	一六四円	一四六円	一二七円	一〇九円	九一円			
青森県の区域	一八二円	一六四円	一四六円	一二七円	一〇九円	九一円			
岩手県の区域	一九五円	一七六円	一五六円	一三七円	一一七円	九八円			
宮城県の区域	一九九円	一七九円	一五九円	一三九円	一一九円	一〇〇円			
秋田県の区域	一九五円	一七六円	一五六円	一三七円	一一七円	九八円			
山形県の区域	一九六円	一七六円	一五七円	一三七円	一一八円	九八円			
福島県の区域	二〇一円	一八一円	一六一円	一四一円	一二一円	一〇一円			